

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年6月23日(木)午後2時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市議会棟第2委員会室

3 出席委員(24名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
8番 郡司武幸 委員	9番 今井睦子 委員
10番 石田利之 委員	11番 大木丈雄 委員
12番 伊藤栄治 委員	13番 椎名正和 委員
16番 久古浩二 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(3名)

7番 石毛甲子男 委員 14番 山崎幸治 委員 15番 伊藤喜信 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 18件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

議案第3号 平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第4号 平成28年度第2次農用地利用集積計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局員3名

(産業振興課)

職員 4 名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 28 年 6 月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いいたします。

議 長 本日、出席委員は 27 名中 24 名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と  
いたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、24 番石井敏雄委員、25 番椎名勝英委員を  
指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番  
号 8 番から 12 番まで及び議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申  
請に係る意見決定について」の番号 1 番から 5 番までについては、関連す  
る案件のため他の案件とは別に審議・採決したいと存じますがこれに御異  
議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議ないものと認め、採決に入ります。議案第 1 号、番号 8 番から 1  
2 番まで及び議案第 2 号、番号 1 番から 5 番までについては、関連する案  
件のため、他の案件とは別に審議・採決することに賛成の委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案件は、他の案件とは別に審議・採決することに決しました。

議 長 続きます。日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
なお、本議案中、番号8番から12番までを除いて、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番から5番までと14番、15番及び18番は所有権移転に関する件、番号6番、7番、13番、16番及び17番は賃借権に関する件であります。

**【議案第1号、番号8番から12番までを除き議案書を基に朗読】**

番号8番から12番までを除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

27番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

22番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。  
番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

11番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

10番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

9番 番号6番と7番の譲受人は同一人です。譲受人は必要な農業技術や労働

力を有しており、農機具の保有状況から見ても問題ないと思われ

ます。番号13番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ

20番 番号14番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ

26番 番号15番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ

4番 番号16番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ

19番 番号17番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ

17番 番号18番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号8番から12番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号8番から12番を除き、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番から5番までを除き、事務局か

ら議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番から5番までを除き議案書を基に朗読】

事務局 番号6番は、太陽光発電施設用地として、現況畑計1,255㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、太陽光発電施設用地として、畑495㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番は、専用住宅用地として、現況畑1,575㎡の内500㎡を父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

21番 番号6番と7番の譲受人は同一人です。申請地に太陽光発電施設を計画するものです。申請地は第3種農地であり、転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

17番 番号8番について、譲受人は現在両親と同居しており、子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号1番から5番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号1番から5番までを除き、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号8番から12番まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番から5番までについてを、議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号と議案第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第1号、番号8番から12番までと議案第2号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】**

議案第1号、番号8番から12番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議案第2号、番号1番は営農型太陽光発電設備用地として畑3,719㎡の内0.16㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第2号、番号2番は営農型太陽光発電設備用地として畑3,719㎡の内3.66㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第2号、番号3番は営農型太陽光発電設備用地として畑234㎡の内1.04㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第2号、番号4番は営農型太陽光発電設備用地として畑788㎡の内2.7㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第2号、番号5番は営農型太陽光発電設備用地として畑599㎡の内0.01㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 議案第1号、番号8番から12番までは、営農型太陽光発電事業用農地の区分地上権を設定するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議案第2号、番号1番から5番までは、営農型太陽光発電施設を設置するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号8番から12番まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番から5番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号8番から12番まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番から5番までについて、採決に入ります。原案のとおり決すると共に、議案第1号の番号8番から12番までについては、知事の処分併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、左様決しました。

議長 次に、議案第3号「平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る6月21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

#### 【農地銀行運営委員会からの報告】

21番 本件につきましては、去る6月21日午後2時より、匝瑳市議会棟第2委員会室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成28年6月13日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第2次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思わ

れます。計画案の内容につきましては、利用権設定関係9件、対象面積合計82,534㎡、所有権移転関係3件、対象面積合計6,754㎡です。計画案の詳細につきましては、事務局担当課から御説明申し上げます。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。なお、本議案には、伊藤栄治委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に第2の所有権移転関係の2番についてを議題とします。伊藤委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

議 長 伊藤栄治委員が退席しましたので、第2の所有権移転関係の2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の第2の所有権移転関係の2番について、別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号「平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。



(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(伊藤委員着席)

議 長 伊藤栄治委員が着席されましたので、引き続き議案第3号「平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第2の所有権移転関係の2番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号「平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号「平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「平成28年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。本案につきましては、去る6月19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会会長からの報告】**

12番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る6月21日午後2時より、匝瑳市議会棟第2委員会室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成28年6月14日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適切と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課から御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。  
詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用配分計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成28年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
議案第4号「平成28年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。なお、本議案については去る6月21日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長から報告をお願いいたします。

#### 【農地委員長からの報告】

19番 本件につきましては、去る6月21日午後1時30分より、匝瑳市議会棟第2委員会室において、農地委員会を開催いたしました。

内容につきましては、平成28年6月10日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見についてを審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課よりご説明申し上げますので御審議をお願いします。本総会において、承認されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地委員長の報告が終わりました。  
詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

#### 【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 18件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件  
議案第3号 平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)  
議案第4号 平成28年度第2次農用地利用集積計画案に係る意見決定に  
ていて (別冊)  
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)  
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件  
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、平成28年6月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。